

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	特別障害者手当等給付事業			事業コード	0395
所属コード	062100	課等名	障がい福祉課	係名	自立支援係
課長名	晴 山 陽 夫	担当者名	阿 部 雄 太	内線番号	2518
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	共に歩む障がい者福祉の実現	コード	3
	基本事業	障がい者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 2 目 特別障害者手当等給付事業（002-02）			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 39 年度
根拠法令等	特別児童扶養手当の支給に関する法律（昭和39年 7 月 2 日法律第134号） 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年 8 月 13 日号外厚生省令第34号) 特別障害者手当等支給事務取扱要領（昭和 61 年 4 月 1 日市長決裁）			

(2) 事務事業の概要

身体または精神に常時特別な介護を要する障害のある者 (児) に対し、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

特別児童扶養手当の支給に関する法律 (昭和 39 年 7 月 2 日法律第 134 号) に基づき実施

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

特別障害者手当は、在宅障がい者の増加に伴い対象者は年々増加している。

障害児福祉手当については、少子化の影響があるかもしれないが、ここ数年は緩やかな減少の傾向にあり、経過的福祉手当については新規申請がないことから、減少傾向にある。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象 (誰が、何が対象か)

精神又は身体に常時特別な介護を要する障害のある者 (児) で手当の受給を希望する者 (児)

(A : 特別障害者手当/B : 障害児福祉手当/C : 経過的福祉手当)

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 特別障害者手当受給権者数	人	4,659	5,107	5,482	5,507	5,632
B 障害児福祉手当受給権者数	人	1,887	1,881	1,964	1,965	2,030
C 経過的福祉手当受給権者数	人	230	173	147	147	137

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

対象者からの申請に基づき認定作業を行い、支給決定者に対して口座振込により手当を支給する。（A：特別障害者手当/B：障害児福祉手当/C：経過的福祉手当）

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 特別障害者手当受給者数	人	4,563	5,000	5,351	5,351	5,500
B 障害児福祉手当受給者数	人	1,838	1,818	1,905	1,905	1,905
C 経過的福祉手当受給者数	人	230	173	147	143	137

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

手当の受給により障がいによって生じる経済的・精神的負担を軽減する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 特別障害者手当受給者数/受給権者数*100	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	97.9	97.9	97.6	97.1	97.6
B 障害児福祉手当受給者数/受給権者数*100	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	97.4	96.6	96.9	96.9	93.8
C 経過的福祉手当受給者数/受給権者数*100	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	100	100	100	100	100

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度実 績	24 年度実 績	25 年度実 績	26 年度計 画	25 年度実 績
事業費	①国	千円	112,436	119,727	127,061	128,621	129,977
	②県	千円	0	0	0		0
	③地方債	千円	0	0	0		0
	④一般財源	千円	37,480	39,954	42,354	42,874	43,326
	⑤その他(返納分)	千円	0	132	303	0	1,293

	A 小計 ①～⑤	千円	149,916	159,813	169,718	171,495	174,596
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	600	720	860	869	884
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	2,400	2,880	3,441	3,476	3,536
計	トータルコスト A+B	千円	152,316	162,693	173,159	174,971	178,132
	備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

身体、知的、精神の障がいにより常時特別な支援を要する障がい者（児）に対して手当を支給することにより福祉の増進を図るものであり、施策体系との整合性が図られている。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務であり、廃止はできない。

廃止をした場合、手当の受給者の経済的負担が増えることとなり、その結果日常生活に支障をきたしてしまう。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

法定事務であることから、これ以上の検討の余地はない。

(3) 公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

公的扶助であり、受給するに当たり基準を設けて審査のうえ認定していることから公平・公正である。

(4) 効率性評価

手当の額は、法令で定められていることから削減はできない。

また、法令で定められた台帳整備等の事務や年々申請件数も増加していることから、経費の削減は難しい。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要 (新しい総合計画体系における位置づけ)

総合計画体系 (新)	施策 (方針)	障がい者福祉の充実	コード	5
	小施策 (推進項目)	障がい者福祉サービスの充実	コード	2

(2) 改革改善の方向性

法定事務であるため、現状維持となる。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

特になし。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務であり、今後も適正な執行に努める。